

**資料 14**

**有識者構成員からの意見等**

**1 計画案文に対する意見**

- 1-1 大久保構成員意見
- 1-2 久保構成員意見
- 1-3 中島構成員意見
- 1-4 松坂構成員意見
- 1-5 松村構成員要望意見

**2 今回会議の検討課題に対する意見**

- 2-1 久保構成員意見
- 2-2 松村構成員意見
- 2-3 小西構成員意見

(社) 被害者支援都民センター  
理事 大久保 恵美子

担当省庁から提出された第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）  
における計画案文に対する意見

I 論点として検討した結果、基本計画に盛り込むこととなったものに関する意見について

1-11

「内閣府において・・・・貸付・・制度の導入について要請し、導入した自治体を犯罪被害者白書に公表する」と修文（下線部分。以下の意見に関する修文部分も同様）していただきたい。

理由：(社) 被害者支援都民センター等で、被害者が抱える問題を調査したところ、“被害者は経済的にも困窮している”という、結果が出ている。

突然に被害に遭い混乱している時に、居住する自治体から見舞金や生活費の貸与や貸付を受けることができる制度があれば、国や社会から見捨てられたと思わずすみ、精神的回復も促進されるため、全自治体に早く導入していただきたい。

3-122～15-134

検討結果の内容がすべて「内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金（仮称）の創設について検討協力を行なう」となっている。しかし、検討に協力するではなく、被害者が被害から回復するためには支援の充実が不可欠なので、国に主体的に動いていただき、早急に基金創設と募金活動に対する根拠となる法律制定について明記していただきたい。

そのために次のように提案したい。

<提案事項>

10-129・13-132

(1) 犯罪被害者支援基金（仮称）の創設

いつどこで被害に遭っても、被害直後から適切な支援を受けた被害者等は被害から回復し、自分なりの人生を再構築することができるようになる。

そのためには、民間支援団体の支援の充実が不可欠である。支援の充実を図るには事務局体制の確立と人材確保が重要であり急務である。早急にそのための財政確保がなされなければ、第3回の検討会で財政状況に関する資料が示すとおり、NPO 全国被害者支援ネットワーク傘下にある民間支援団体は崩壊して

しまう。

民間被害者支援団体の役割の重要性は、第3回検討会（平成22年4月22日）の資料として提出した「犯罪被害者遺族の願いを受けて」に被害者遺族が支援センターに会えて助けられた等を詳細に書いている。その切実な内容からもご理解いただけると思う。

このような被害者等の切望に応え、支援活動を行うには公的資金と民間浄財による民間団体支援基金の創設が不可欠である。

国がリーダーシップを取り一般財源も投入すると共に、振り込め詐欺救済法第2条に関する省令を早急に制定し、残余金を被害者等の支援の充実に支出していただきたいと強く望むものである。

受け皿としては、既存の「(財) 犯罪被害救援基金」がある。(財) 犯罪被害救援基金は昭和56年5月から、犯罪被害者やその家族の方たちに奨学金や見舞金を支給したり、生活相談活動事業を実施している。さらに、犯罪被害者等基本法の主旨を踏まえ、経済的に困窮している犯罪被害者等（基本法第2条第2項の「犯罪被害者等」をいう）に対して支援金を支給する“犯罪被害者等に対する支援金支給事業（平成20年12月16日施行）”を実施している実績もあるので、定款を変更する等をして“犯罪被害者支援基金（仮称）”を入れてくださるよう強くお願いしたい。

被害者自身が国から支援を受けているということを実感できる制度作りが基本法の精神に則るものであり、被害者が被害からの回復のために不可欠なことでもあることを理解して制度づくりを進めていただきたい。

基金の使途等については、全国被害者支援ネットワーク加盟団体及び全国被害者ネットワークが行う支援活動及びこれに準ずる活動に対する助成を行う他、上記以外の民間団体（被害当事者の会等の任意団体も含む）が行う事業等への助成を行う。その他犯罪被害者等の支援に有益な事業等への助成も行う。

## （2）民間団体が行う募金活動に対する法的根拠の創設

犯罪被害者支援基金（仮称）への民間からの寄付及び公的機関からの寄付等の募金活動に対し、緑の羽根、赤い羽根共同募金の様な法的根拠を創設して、内閣府において総務省の協力を得て、募金活動の果たす公的役割を周知徹底させていただきたい。

そのためには、〇〇の募金による被害者支援等の推進に関する法律を作成する具体策が必要である。（例：緑の募金による森林整備等の推進に関する法律）あるいは、社会福祉法のなかに犯罪被害者の安心・安全を支援する法律を作成して各被害者支援団体・自治体に対する財政支援を明確化する必要がある。

## II 論点整理において「B」としたものに関する意見

2-13について

「早期の犯罪被害者給付金の支給に引き続き努めるため裁定のあり方を検討する」と修文していただきたい。

理由：以前から支給が遅いことが問題になっている。迅速に裁定を行うために、システムの変更が必要なのであれば、裁定担当者の人員増等も含めて検討し、早く支給できるようにしていただきたいため。

3-15・4-16について

「警察庁において・・・性犯罪被害者の緊急避妊・・・性感染症・エイズ等の検査費用等の公費負担に要する・・・経費・・・負担軽減に効果的なものになるよう、また、全国同一内容の支援が行われるよう都道府県警察・・・。」と修文していただきたい。

6-19・7-20について

「国土交通省・・・優先入居等を実情に即し、さらに推進する」と修文していただきたい。

理由：平成17年5月に開催された検討会では、すでに単身入居を可能にすることが決定されているにも拘わらず、下記のような現状がある。これらのこと等を踏まえ、被害者が安心して住む場所の確保ができるよう、さらに制度の実施を推進していただきたいため。

現状の例：J KK東京（東京都住宅供給公社）の場合の問題

- ① 単身者が入居できる場合：引き続き都内に3年以上居住している65歳以上の者、障害者、DV被害者で単身になった者等に限られるため、犯罪被害者は入居の申込すらできない。
- ② 抽選倍率のアップ制度：5月・11月募集の抽選方式では、5連番という形での5倍であるが、元々が高倍率なので当選することは難しい。
- ③ ポイント方式：2月・8月募集のポイント方式は、ポイント欄をチェックし、困窮度の高い者から入居許可されるが家族向けのみである。ポイントチェック欄には犯罪被害者がないため「犯罪被害者」を加えて欲しい。
- ④ 申込から入居許可まで時間がかかる：申込から入居許可、転居までに半年近くかかることが多いため、緊急性の高い場合には実際的とはいえない。

上記のような問題点が実在する。基本法には、「犯罪被害者を優先入居」とあるため、被害者は「優先的にすぐに入居できる」と思うが、使い勝手の悪いことを知り、さらに精神的ショックを受けることが多い。

また、自宅が現場となった場合のみならず、自宅近くが現場となった場合も、現場を通る際のフラッシュバックや、犯人未検挙、犯人出所後の不安等から、転居を必要とする被害者は多い。

さらに、被害後、心身の状態の悪化により退職せざるを得なかつたり、通院や刑事手続きに関わるために仕事を休まざるを得なかつたりするため、収入が減り、民間への転居（転居の際の引っ越し代、敷金礼金等住居費用の支払い）が困難となり、転居したくても出来ない状況になるため、犯罪被害者の公的住宅に対するニーズは高い。被害者の状況により、災害と同様の取り扱いをお願いしたい。東京都杉並区のような市区町村単位での条例制定など、有効な施策が必要であるため、国が指導を徹底していただきたい。

8-45

「御遺族の心情を……協議しつつ、御遺族に対して書面を交付する等で適切な説明が行なわれるような運用を・・・」と修文していただきたい。

理由：被害者遺族の精神的症状を考えると、丁寧に説明し、配慮をしたつもりでも被害者の記憶に残らない可能性も多々ある。そのため、被害者が承諾した旨の書類等を作成し交付する必要がある。書類が残っていれば、国は遺族に配慮してくれたと実感できるため、精神的回復や国を信頼する気持ちになれるため。

10-48

「被害回復……リーフレットや政府広報番組等により、経団連や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、・・・図る。また、優良企業を国民の集いで表彰する」と、修文していただきたい。

理由：被害者自身や国民が直ちに理解できるような方法で実践するとともに、大きな団体にも働きかけることが制度を浸透させ、被害者問題への理解が深まると期待できるため。

11-49・13-53・15-55

「厚生労働科学研究に・・・対応ガイドラインを踏まえ、実地研修も行なう等により PTSD 対策・・・の内容の充実を図る。」と、修文していただきたい。

理由：専門家の養成及び資質向上と力量アップのためには、実地研修が不可欠である。支援の現場では専門家からの二次的被害を訴える被害者も多いため、被害者支援団体との相互理解も大切であり、事例によっては保健師等による訪問活動も積極的に取り組んでいただきたいため。

12-50・14-54

「交通……機会の拡充を図るため、被害者の実態把握にも努める。」と、修文していただきたい。

理由：在宅の被害者等や入所している被害者家族等を対象に、定期的にアンケート調査を行なうことは、問題把握だけではなく、被害者が国に対して信頼感を持てることにもつながるため。

20-61・21-62

「警察において……適切な対応を確実にするために犯罪被害者等早期援助団体との役割分担等を含めた教育・研修等の充実……。」と修文していただきたい。

23-64・24-65・26-88

「警察において……、産婦人科医会や早期援助団体等とのネットワークの……。」と修文していただきたい。

理由：民間支援団体の相談員の付き添い支援等が二次被害を防止するために有効なこと等の他に、被害者の長期間に亘る回復を支えるには、民間被害者支援団体との連携が欠かせないと思われるため。

29-91

「警察において……、捜査状況等の情報を定期的に提供する……。」と、修文していただきたい。

理由：自ら警察に連絡ができる被害者は少ないので、警察から定期的に連絡を入れることが安心感につながるため。

33-95

「被収容者……被害者の視点を取り入れた教育については、検討会を開催し今後も被害者や……努める。」と修文していただきたい。

理由：「被害者の視点を取り入れた矯正教育」が検討されたのは、犯罪被害者等基本法が制定される以前のことである。その後、被害者の刑事裁判への参加制度や裁判員制度等が始まり法的にも社会状況も大きく変化したので、再度「被害者の視点を取り入れた教育の在り方」検討会を持つ必要がある。

37-135

「外務省……現地の弁護士や通訳・翻訳者・被害者支援団体等に関する……努める。」と、修文していただきたい。

理由：日本に被害者支援団体があるように、先進国においては民間支援団体や公的支援団体が充実しているため。

45-153

「警察において捜査への……引き続き努める。また、必要に応じ早期援助団体との連携を図る」と、修文していただきたい。

理由：長期に亘る被害者の苦悩に対応し、必要な支援を継続的に行なうには民間支援団体の協力は不可欠であるため。

55-167・71-196

「内閣府において、犯罪被害者白書や交通安全白書における……掲載の充実を図る。」と、修文していただきたい。

理由：交通事故が及ぼす影響の大きさを広く社会に広めるためにも、多くの関係の白書に載せる必要があると思うため。

57-165

「警察において・・・・犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図るため、協力をする。」と、修文していただきたい。

理由：民間支援団体は被害者支援の中核をなす支援活動を行っているが、恒常的な財源不足や人材不足にあるため、関係機関の様々な協力がなければ支援活動が維持できないため。

58-183

「引き続き日本司法・・・・協力してネットワークを構築し、研修等も行なうとともに、犯罪被害者と連相談内容に応じた・・・・取り組む。」と、修文していただきたい。

理由：数回の被害者支援関係の研修を受ければ被害者支援精通弁護士として登録できるような、安易な登録方法では弁護士による二次的被害は減らないため、弁護士会に研修会の開催を働きかけるとともに、法テラス主催の研修会も開催していただきたい。また、法テラスがコーディネーターとして果たす役割も大きいため、被害者専用相談電話を適切に受けることができる人材確保と研修の充実にも一層の努力をしていただきたい。

59-184

「内閣府において・・・・事業の結果について、メディアやインターネット等・・・・行う。」と、修文していただきたい。

理由：裁判員となった人に対するインタビューや記者会見での発言内容を読み聞きすると、圧倒的に被告人に対する同情心や被告の更生を望むという内容が多い。被害者に関することを発言する裁判員が少ないので社会全体の被害者に対する無関心があると推察されるため、積極的にメディアを利用する必要があると考えるため。

### III その他の要望事項

#### (1) 最高裁判所に対して

第4回検討会で、最高裁判所から裁判員に対する手厚い心のケアの実際をお聞きした。裁判員は、数回間接的に事件に接するだけにも拘わらずすでに23名の裁判員の方が相談を受けていると伺った。この事実を考えると、実際に事件に遭った被害者や遺族は裁判員よりさらに手厚い支援を受けなければ回復できないことが容易に想像できる。

刑事裁判において、証言や意見陳述あるいは被害者参加制度を使った被害者等に対する心のケアは裁判所では全く行なわれていないが、これはあまりにもバランスに欠けており、裁判で被害者を利用するだけになるのではないかと考える。裁判所として、刑事裁判に関わった被害者の心のケアを実施してくれるようお願いしたい。

また、裁判員が被害者に二次的被害者を与えないためには、被害者の心身の状態や置かれる現状等に対する事前の教育も裁判員には必要だと思うため、その教育も実施していただきたい。少なくとも被害者が裁判に関わったことにより二次被害を受け、被害回復が遅れることは避けられなければならない。そのためには、何らかの対応が必要である。

裁判所は行政機関ではないとはいっても、犯罪被害者等基本法の精神に則り、基本計画の検討結果を受け止め、新たな施策・制度の充実に力を尽くし、実践していただきたい。

すでに先進国では、裁判所内に設備が整った被害者専用待合室が設置され、待合室担当の専任職員が配置され、必要時には保育等も行なうようになっている。また、被告人やその家族等と顔を合わせないで法廷に入ることができるよう配慮された構造にもなっている。

さらに、正面玄関を入ったすぐ横には被害者相談室も設置され、専任のソーシャルワーカーが被害者の相談に乗ったり付き添い等を行なっている国も多い。

これらの例からも世界の趨勢に合わせて、日本の裁判所においてもより一層の被害者支援施策を推進していただきたい。

## (2) 法務省に対して

被害者にとり、刑事裁判に参加し役割を果たすことは被害回復のために有効である。しかし、その権利行使するときは下記の①から⑤のような問題が発生する。

- ① 少少の収入があるため、公的弁護人が付けられない。
- ② 公的弁護人制度は利用できず、私的に弁護士を依頼する経済的理由もない。
- ③ 仕事を休まなければならず、収入が減る。
- ④ 裁判所が遠隔地であるため、参加するための交通費や宿泊費等が掛かり経済的負担が大きく、日常生活に支障が出る。
- ⑤ 被害直後から民間支援団体等からの危機介入支援を受ける状況が整っていない日本では、安心して継続的に相談できる機関や人がほとんどいない。警察や検察は敷居が高く気軽に相談ができず、何を聞かれるのか、どう発言すればよいのか、これからどうなるのか、被害者として何ができるのか等が分からず不安である。

以上のようなことから、被害者及び遺族が刑事裁判へ参加する時の交通費及び宿泊費等の支給を制度化していただきたい。なお、刑事裁判に参加することで経済的負担が大きく、日常生活に支障を来たす例や、自宅や土地を手放すことになった被害者の例についてはすでに法務省に報告済みである。

また、刑事裁判に参加したり証言や意見陳述等を行なった被害者への精神的ケアも裁判員制度裁判で裁判員になった人々へのケアと同様に実施していただき

きたい。

民間支援団体ではすでに被害者への付き添い等の直接的支援及びカウンセリング等を行っているため、民間支援団体と協働事業として行なうことを提案したい。

警察、検察、保護観察署等の被害者支援に対してのセフティーネットとしての役割も民間支援団体は果たせることと思う。被害直後から途切れることのない支援が被害者の回復には重要である。

#### <参考>

アメリカ等では検察庁の中に民間支援団体があり、被害直後から支援を行っている。この制度ができた当初の理由は、被害者に刑事裁判でしっかりと証言等を行ってもらうために必要だったからである。

日本も基本法ができ、社会の中でも被害者への関心が高まり支援の必要性と有効性が認められてきている。

これらのことからも、法務省において更なる被害者支援の充実と拡大を制度として実践していただきたい。

## 計画案文に対する意見

専門委員 久保 潔

## (一) 基本計画に盛り込むことになった案文に関する内閣府の検討結果について

要望番号122～134は、いずれも被害者団体や民間団体に対する新たな経済的支援、支援のための基金の創設等さまざまな要望である。これらに対する内閣府の検討結果は、すべて「民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行なう」である。確かに募金の創設は、犯罪被害者支援への民間資金の活用、国民理解の拡大にとって有意義であり、実現への協力には賛成である。

しかし、要望の背景にある実情は切実で、それぞれ事情が微妙に異なり、緊急の対応を要するものもある。そのすべてへの対応を、準備に時間がかかり、実現の見通しも不透明な支援募金の創設に委ねるのは、やや逃げの姿勢と受け止められる恐れがある。

今後とも被害者救済、支援をいっそう手厚いものにする努力を続けるのは当然だが、昨今の厳しい財政状況を指摘するまでもなく、多岐にわたる被害者の要請すべてに応え、幅広い救済を図るには、公的支援だけでは限界があることもまた明らかである。基本計画5年を経た今、施策の限界をあいまいにするのではなく、国民の理解と協力を背景に、民間の資金や人材の活用を図り、官民の役割分担によって、効率的な被害者支援体制の拡充を目指す方向性や具体的な方策を、どこかで明確に書き込む必要がある。

## (二) 計画案文Bについて

要望番号156(施策窓口設置の再徹底)、157(地方公共団体の被害者支援意識)、193(広報啓発の取組)は、いずれも地方自治体の取り組みや理解の不十分さを指摘したものである。

上記(一)の官民連携の成否は、犯罪被害者の生活の場であり、さまざまな民間団体が活動する地方自治体の理解と取り組みがカギとなる。先に公表された男女共同参画会議の中間整理にも「都道府県および市町村の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と協力をうたっている。地方自治の原則は理解できるが、会議等での要請だけでなく、ハンドブックの活用、体験交流(いずれも一部実行されている)をさらに活発化し、自治体に行動を促す具体的な施策を盛り込みたい。

以上

文部科学省の「犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果」B案  
文（要望番号 164, 192）に対する意見

（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

中島聰美

性虐待を含む性暴力の予防や子どもからの早期開示のための学校現場における教育は重要であると考えられる。確かに犯罪行為が性に関連するものである以上、「性に関する指導」の一部としてとらえられるかもしれないが、「性暴力」という言葉で示されるように、犯罪被害および人権侵害に対する予防と対応の問題であり、むしろ「命の大切さ」、「子どもの安全」といった流れに関連するものであると考えられる。性が関連するからという理由だけで、学校教育において扱うのが困難とされるのではなく、広く犯罪被害の予防と早期介入という視点で検討されるべきと思われる。

具体的には、大人等から暴力や不快な行為を強要された場合にどのように拒否したらいののか、またそういった問題が生じた場合に誰に相談したらよいのか、また子どもに責任はなく非難されることなく受け止められることの保障などを子どもたちに伝えていくことが重要である。

日本においても民間団体による教育プログラム（CAP センターJapan (Child Assault Prevention): <http://www.cap-j.net/>）が実施されており、PTA 等との連携のもとに実際に学校を基盤に研修が行われている実績がある。

学校教育における犯罪被害の予防、子どもが安心して相談できる体制などの情報提供といった視点から再考されることを望むものである。

担当省庁から提出された第二次犯罪被害者基本計画（仮称）  
における計画案文に対する意見

構成員 松坂 英明

「論点として検討の結果、基本計画に盛り込むことになったもの」  
に対する意見

当職は、構成員として、上記のうち整理番号3ないし15（要望番号122  
ないし134）について、下記のとおり意見を述べる。

記

1、 結論

内閣府のまとめを次のとおり、訂正されたい。

「内閣府において、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び金融庁並びにその他の関係省庁の協力を得て、犯罪被害者や犯  
罪被害者を支援する民間団体に対する財政的援助を目的とする犯罪被害  
者支援基金（仮称）や犯罪被害者支援募金（仮称）の各創設を目指して  
必要な検討を行う。」

2、 事情

第3回会議では、募金の創設はもちろんのこと、基金の創設について  
も前向きに且つ積極的に検討するということで、構成員や専門委員（た  
だし各省庁所属委員を除く）の意見が概ね一致したものと認識している。

ところが、上記の内閣府の総括は、募金について言及するも、基金に  
ついては一切触れられていない。

このまとめ方は、構成員や専門員の意向と明らかに乖離していると言  
わざるを得ない。

よって、上記のとおり訂正を求める次第である。

以上

## 計画案文 B に対する要望

松村 恒夫

### 1. 【生活保護】

生活保護を受けている犯罪被害者が、犯罪被害者給付金を受け取ると、その金額が収入と認定され生活保護を打ち切られる場合が予想され、多くの犯罪被害者は、生活保護の打ち切りが怖くて犯罪被害者給付金の申請をしない。

犯罪被害者の場合、自立更生のためとは限定しないで、犯罪被害者給付金の金額は、生活保護支給査定における収入認定から除外するようにしてほしい。

#### 【検討結果】

厚生労働省において、犯罪被害者等給付金のうち、犯罪被害者である生活保護受給者にとって自立更生のための用途と考えられるものについて、地方自治体の意見を踏まえ検討を行う。

#### 【意見】

犯罪被害者等給付金により、生活保護支給が切られる恐怖心により、犯罪被害者等給付金を申請しない、または犯罪被害者支援金が認定されても手をつけられない現状は、犯罪被害者等の生活権を脅かしていると考える。犯罪被害者は、思いもかけず突然犯罪被害者となってしまう異常事態に置かれ、そこから回復する道程は遠い。そのような犯罪被害者が一日でも早く、被害者になる以前の状態に近い生活を送るために、最低限としても経済的支援は不可欠であり、給付金・支援金はその回復に必要不可欠である。現在の犯罪被害者等給付金は、事件直後の葬儀費用等種々費用に充当されており、被害回復のための生活資金としては不十分である。加害者が受刑施設で 3 食を保証されている現状を見るに、犯罪被害者が生活保護打ち切りにより、生活に困窮する事態に追い込まれることは納得が行いません。生活保護と給付金の併給調整をすることは、被害者でない人には常識かもしれませんのが、犯罪被害者、特に困窮している被害者にとっては非常識な事であり、切実な問題であると言わざるを得ません。地方自治体の意見調整を踏まえて検討するということですが、犯罪被害者がそのどん底の状態から必死に立ち直ろうとしているその姿を見て、それを助けるのが地方自治体の本分なのだと私は信じますので、併給調整はしないということを基本とすべきだと考えます。

### 2. 【犯罪被害者の人権教育の推進】

#### 【検討結果】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。

#### 【意見】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の存在は良とするが、具体的に犯罪被害者の人

権とはどういうものであると説明されているのでしょうか。最近の風潮を見ると小学校低学年から犯罪とはどういうことをしたら犯罪になるのか、どういうことをされたら被害者なのかということを、教える必要があるのかもしれません。勿論親に対する教育も必要だと思いますが。誰でも犯罪被害者になるかもしれない体感治安悪化の現状では、犯罪を犯させない教育が一番大切ですが、万が一にも犯罪被害者になった時にはどう対処したらよいかを知っておくことも有益な事だと思います。具体的には、社会、公民、現代社会の教科書に記載するとかの方法を考えるべきではないでしょうか。（あすの会の活動が一部の高校教科書では取り上げられておりますが）